

第 5 7 号議案

J R 亀岡駅前及び J R 亀岡駅北口自転車等駐車場
に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 J R 亀岡駅前自転車等駐車場
 J R 亀岡駅北口自転車等駐車場

- 2 指定管理者となる団体の名称
 株式会社 駐輪サービス

- 3 指定の期間
 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

J R 亀岡駅前及び J R 亀岡駅北口自転車等駐車場
に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定すること。

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
J R 亀岡駅前自転車等駐車場 J R 亀岡駅北口自転車等駐車場	株式会社 駐輪サービス	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 3 1 日